

土地区画整理審議会について

【第64回土地区画整理審議会】

開催日：平成29年6月28日

出席委員：15名

第1号議案の評価員の選任については1名の方の辞任に伴い、新たに1名の方が審議会の同意を得て評価員となりました。

第2号議案の仮換地指定については、正連寺地区、若柴地区の整備関連などの12箇所（約0.9ha）の仮換地指定を諮問し承認されました。

第3号議案で、公共施設の用に供している宅地の措置を諮問し、同意されました。

第4号議案の保留地の設定については182街区13が保留地設定されました。

【第65回土地区画整理審議会】

開催日：平成29年9月25日

出席委員：16名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区の整備関連をはじめ、赤坂台地区の整備関連など24箇所（約1.4ha）について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の保留地の設定については、145街区1が保留地設定されました。

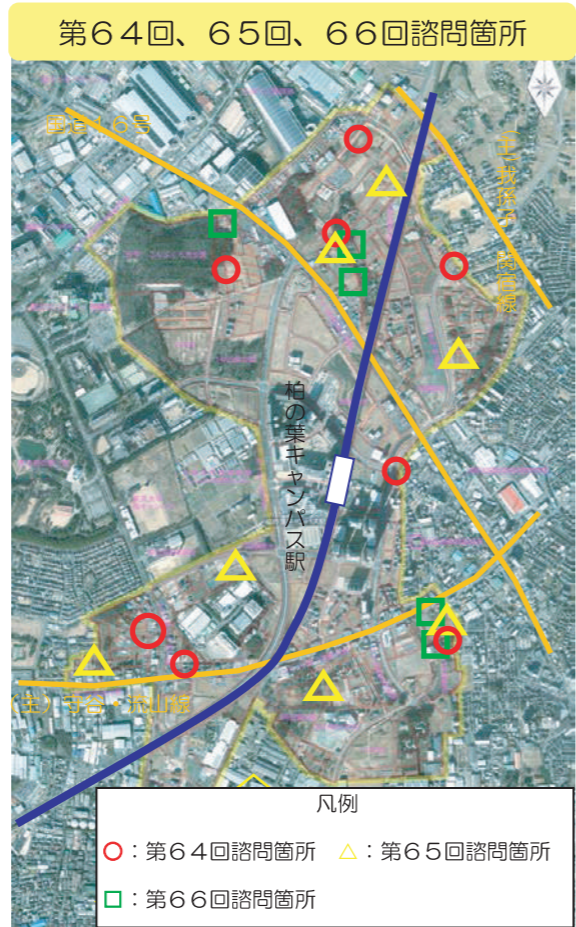
【第66回土地区画整理審議会】

開催日：平成30年1月17日

出席委員：14名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区、県道守谷流山線南側の整備関連などの8箇所（約0.3ha）の仮換地指定を諮問し承認されました。

第2号議案の保留地の設定については、175街区3、176街区1が保留地設定されました。



お問い合わせ先

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211（移転補償等）

換地課 04-7134-1247（換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等）

工務課 04-7134-1294（宅地造成、道路整備、調整池工事等）

F A X 04-7134-1299

柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第52号

平成30年3月発行

区画整理だより

柏北部中央地区の新設中学校について

柏の葉キャンパス駅周辺を区域とする柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の進捗にあわせて、新設中学校の整備が進められています。

校名が「柏市立柏の葉中学校」に正式に定められ、隣接する柏の葉小学校と上空通路で結ぶことにより、児童・生徒・教員の交流、施設の共用（プール・給食室）など、柏の葉小学校との連携教育や施設維持費の低減に寄与することを期待されています。

- ・開校予定：平成30年4月（工事終了予定：平成30年3月中旬）
- ・建築概要：鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床 約9200㎡



【柏市教育委員会のホームページでもご覧いただけます】
（問合せ先：柏市教育委員会 学校施設課：04-7191-7379）

第6回事業計画変更について

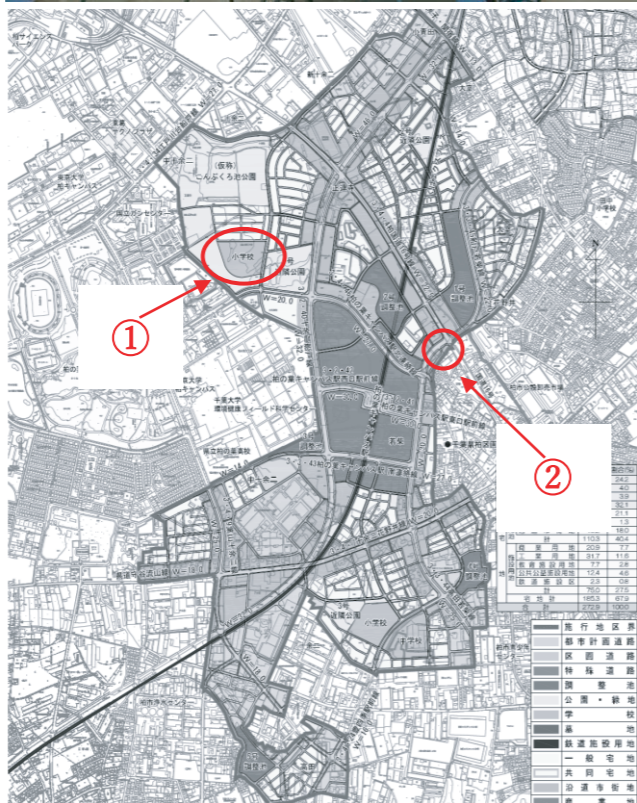
平成30年1月19日（金）、
21日（日）に第6回事業計画変更説明会を開催し、2日間で合計46名の方にご出席いただきました。



＜変更内容について＞

①柏市において当地区周辺の小学校における児童数を考慮した結果、こんぶくろ池公園周辺に計画する小学校を廃止する方針が示されました。この方針を受けて、事業計画においても小学校予定地を業務施設用地に変更するものです。

今後の土地利用は、柏市が策定中の柏市都市計画マスタープラン等と整合を図り、研究施設や事務用地として計画してまいります。



②ガスの安定供給を図るため、道路付帯地の一部を宅地（ガス整圧器用地）に変更します。

①小学校用地を業務施設用地に変更



②道路付帯地の一部を宅地に変更



宅内建柱の御協力をお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。

電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

電柱が路上に設置されると

- 電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- 電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの通行の妨げになる。



宅地内に電柱を設置すると

電柱を宅地内に設置することの効果

- 道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
- 電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT 東日本（株）（ミライト）や東京電力パワーグリッド（株）から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、御協力をお願いいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意しており、ホームページからも様式をダウンロードすることができます。

- <https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-k/tetsuzuki/kk-shoumei.html>

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間（換地処分の公告の日まで）事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請（土地区画整理法第76条申請）、事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ① 建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ② 土地の形質の変更（切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等）
- ③ 移転が容易でない物件（重量が5t超）の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請を行っていただきますので、申請書に必要事項を御記入の上、柏市北部整備課へ提出していただきます。